

令和3年第1回定例市議会追加提出議案

(3 月 4 日 提 出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 27	藤井寺市国民健康保険条例等の一部改正について	1

議案第 27 号

藤井寺市国民健康保険条例等の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 4 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 25 号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義規定について、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(藤井寺市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

(藤井寺市介護保険条例の一部改正)

第2条 藤井寺市介護保険条例（平成12年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。）」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

